

京都市伏見桃山城運動公園の利用促進を図るための利用料金の減額 に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市伏見桃山城運動公園の利用促進を図るため、京都市都市公園条例第12条の3第2項の規定に基づき、京都市伏見桃山城運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の減額に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2条 減額の対象は、指定管理者から運動公園施設の利用許可を受けた者のうち、野球場と併用により野球場兼運動場の野球場に近い側の1面を野球又はソフトボールのために利用する場合に限る。

(利用料金)

第3条 前条の規定により減額となる場合の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

(実施期間)

1 この要綱は、平成23年4月1日から当面の間実施する。

(適用区分)

2 この要綱に定める使用料の減免は、平成23年4月1日以前に公園の使用許可申請書を提出したもの及び電子申請を行ったものについても適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から当面の間実施する。

(準備行為)

2 京都市伏見桃山城運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、前項の規定の施行前においても行うことができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から当面の間実施する。

(準備行為)

2 京都市伏見桃山城運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、前項の規定の施行前においても行うことができる。

る。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から当面の間実施する。

(準備行為)

2 京都市伏見桃山城運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、前項の規定の施行前においても行うことができる。

別表

区 分	単 位	利 用 料 金	
		ア	イ
野 球 場 兼 運 動 場	1 時 間	円 6 5 0	円 3 8 0

備考 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。